

令和7年受験対応
令和5年度司法試験
短答式試験問題集 [民法]

- ・令和5年11月7日司法試験委員会決定により、令和6年度以降の司法試験について「当該年の1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題する。」とされています。
https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00203.html

- ・本問題集は、上記司法試験委員による決定に基づき、令和7年度司法試験に対応した記載となっています

【民法】

【第1問】（配点：2）

胎児に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 1】）

ア．AがBの母Cとの間で締結した、Aの所有する甲土地をBに無償で与える旨の第三者のためにする契約は、その成立の時にBが胎児であったとしても、そのためにその効力を妨げられない。

イ．胎児の父が胎児を認知するには、胎児の母の承諾を得なければならない。

ウ．胎児を受贈者として死因贈与をすることができる。

エ．胎児が不法行為により損害を受けたときは、胎児の両親は、出生前に胎児を代理して加害者に対し損害賠償請求をすることができる。

オ．胎児の母は、認知の訴えを提起することができない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第2問】（配点：2）

意思能力に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 2】）

ア．意思能力とは、自己の行為の責任を弁識する能力をいう。

イ．契約の当事者がその意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その契約の無効を善意無過失の第三者にも対抗することができる。

ウ．契約の当事者がその意思表示をした時に意思能力を有しなかった場合において、その契約に基づく債務の履行として給付を受けたときは、現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

エ．契約の申込者が申込みの通知を発した後に意思能力を有しない常況にある者となった場合において、その相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。

オ．婚姻の当事者が婚姻届を作成した時に意思能力を有しないことは、婚姻の取消しの原因となる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第3問】（配点：2）

不在者の財産管理に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 3】）

ア．不在者とは、従来の住所又は居所を去り、その所在を知ることができない者をいう。

イ．不在者がその財産の管理人を置かなかったときは、利害関係人のみならず検察官も、家庭裁判所に対し、その財産の管理について必要な処分を命ずるよう請求することができる。

ウ．家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

エ．不在者が置いた管理人は、不在者の生存が明らかである場合であっても、家庭裁判所の許可を得ることにより、不在者が定めた権限を超える行為をすることができる。

オ．家庭裁判所が選任した不在者の財産の管理人は、相続人である不在者を代理してそれ以外の相続人との間で協議による遺産分割をするときは、家庭裁判所の許可を得なければならない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第4問】（配点：2）

代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 4】）

ア. 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をした場合において、本人が自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができないのは、代理人が本人の指図に従ってその行為をしたときに限られる。

イ. 法定代理人は、やむを得ない事由により復代理人を選任したときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

ウ. 制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は、行為能力の制限を理由として取り消すことができる。

エ. Aが、Bの代理人として、AB間の契約に基づくBのAに対する債務の履行をしたときは、その履行は、代理権を有しない者がした行為とみなされる。

オ. 権限の定めのない代理人は、代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為をする権限を有する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第5問】（配点：3）

無効又は取消しに関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 5】）

ア. Aに強迫されたBが50万円をCに贈与する旨の意思表示をCに対してした場合において、強迫につき善意のCがBから受領した50万円を遊興のために費消したときは、その後、Bが贈与の意思表示を取り消したとしても、Cは、Bに対し、何らの返還義務も負わない。

イ. AがBを欺罔して、B所有の甲土地をAに贈与する旨の意思表示をBにさせた場合、Aは、Bに対し、相当の期間を定めて、その期間内に当該意思表示を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。

ウ. AのBに対する意思表示がAの重大な過失による錯誤に基づくものであった場合には、Aに錯誤があることをBが重大な過失によって知らなかったとしても、Aは、錯誤を理由にその意思表示を取り消すことができない。

エ. AとBとが通謀してA所有の甲土地をBに売買する旨を仮装し、Bへの所有権移転登記がされた後、Bが甲土地をCに売却し、更にCが甲土地をDに売却した場合において、CがAB間の仮装を知っていたときは、DがAB間の仮装を知らなかったとしても、Aは、Dに対し、AB間の売買の意思表示の無効を対抗することができる。

オ. Aがその真意ではないことを知りながらAの所有する甲土地をBに売る旨の意思表示をした場合において、BがAの意思表示が真意ではないことを知ることができたためにAの意思表示が無効であったとしても、善意のCがBから甲土地を買い受けたときは、Aは、Cに対し、その無効を対抗することができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第6問】（配点：2）

条件に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 6】）

ア． AがBとの間で、Bが一定期間窃盗をしなかったら10万円をBに与える旨の贈与契約を締結した場合において、その期間窃盗をしなかったBがAに10万円の支払を請求したときは、Aは、これを拒むことができる。

イ． 停止条件付きの動産の贈与契約が締結された場合において、贈与者が信義則に反し故意にその条件の成就を妨げたときは、受贈者は、動産の引渡しを請求することができる。

ウ． 互いに同種の目的を有する債務を負担している者の間で、一定の事由が発生したら意思表示を待たずに当然に相殺の効力が生ずる旨の合意をしたとしても、相殺の効力は、その事由の発生によって当然には生じない。

エ． AがBとの間で、Bが甲大学に合格したらAの所有する動産乙をBに与える旨の贈与契約を締結した後、合否未定の間にAが乙を過失により損傷した場合には、Bが甲大学に合格しても、Aは、Bに対し、損害賠償義務を負わない。

オ． AがBとの間で、Aの気が向いたらBに10万円を与える旨の贈与契約を締結した場合において、BがAに10万円の支払を請求したときは、Aは、これを拒むことができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第7問】（配点：2）

取得時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 7】）

ア． 相続人は、所有権の時効取得を主張するに際し、その選択に従い、自己の占有のみを主張し、又は被相続人の占有に自己の占有を併せて主張することができる。

イ． 占有取得の原因である権原又は占有に関する事情によって外形的客観的に所有の意思があるといえない場合であっても、占有者が内心において他人の所有権を排斥して占有する意思を有していたときは、所有の意思があると認められる。

ウ． 10年の取得時効によって不動産の所有権を取得したと主張する者は、当該不動産を自己の所有と信じたことにつき無過失であったことの立証責任を負う。

エ． 地上権の取得時効期間は、時効取得を主張する者の主観的事情にかかわらず、10年である。

オ． 地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第8問】（配点：2）

登記請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 8】）

- ア. Aの所有する甲土地がAからB、BからCに順次売却された場合において、所有権の登記名義人がAのままであるときは、Cは、Aに対し、AからCへの真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求することができる。
- イ. Aの所有する甲土地につき、Bが第一順位の抵当権を有し、Cが第二順位の抵当権を有する場合において、Bの抵当権の被担保債権が弁済により消滅したときは、Cは、Bに対し、抵当権設定登記の抹消登記手続を請求することができる。
- ウ. Aがその所有する甲土地をBに売却したにもかかわらず、AからBへの所有権移転登記手続にBが協力しないときは、Aは、Bに対し、その所有権移転登記手続を請求することができる。
- エ. Aの所有する甲土地を購入したBが、甲土地をCに売却してその所有権を失った場合には、Bは、Aに対し、AからBへの所有権移転登記手続を請求することができない。
- オ. Aの所有する甲土地がAからB、BからCに順次売却されて、それぞれその旨の所有権移転登記がされた場合において、いずれの売買契約も無効であるときは、Bは、Cに対し、BからCへの所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第9問】（配点：2）

不動産を目的とする権利変動の対抗に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 9】）

- ア. 竹木所有のための地上権を時効取得した者は、登記をしなくても、その後その地上権の目的土地を購入しその旨の登記をした者に地上権の取得を対抗することができる。
- イ. 承役地について地役権設定登記がされている場合において、要役地が譲渡されたときは、譲受人は、要役地の所有権移転登記があれば、第三者に地役権の移転を対抗することができる。
- ウ. 一般先取特権は、不動産についてその登記がされていなくても、当該不動産上に存する登記がされた抵当権に優先する。
- エ. 引渡しにより対抗要件を具備した建物の賃貸借につき、その引渡し前に登記をした抵当権を有する全ての者が同意をしたときは、賃借人は、抵当権の実行により当該建物を買い受けた者に賃借権の設定を対抗することができる。
- オ. 永小作権を目的として抵当権を設定した永小作人は、その永小作権を放棄したとしても、その放棄をもって抵当権者に対抗することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第10問】（配点：2）

占有回収の訴えに関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 10】）

ア． Aが所有し占有する動産甲をBが窃取した場合、Aは、Bに対して、所有権に基づく甲の返還請求と、占有回収の訴えによる甲の返還請求とを同時にすることができる。

イ． Aが所有し占有する動産甲をBが詐取した場合において、CがBのもとから甲を窃取したときは、Bは、Cに対して、占有回収の訴えによって甲の返還を求めることができない。

ウ． Aが所有する動産甲についてBが留置権を行使している場合において、CがBのもとから甲を窃取したときは、Bは、Cに対して、占有回収の訴えによって甲の返還を求めることができない。

エ． Aが所有し占有する動産甲を窃取したBが、その事実につき善意であるCに甲を売却し引き渡した場合、Aは、Cに対して、占有回収の訴えによって甲の返還を求めることができない。

オ． Aが自己所有の動産甲をBに賃貸し引き渡していた場合において、CがBのもとから甲を窃取したときは、Aは、Cに対して、占有回収の訴えによって甲の返還を求めることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第11問】（配点：2）

付合、混和及び加工に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 11】）

ア． Aから建物の建築を請け負ったBが、Aの所有する甲土地上に自ら材料を調達して建築工事を行った場合において、未だ独立の建物とはいえない建前の段階で工事を中断したときは、その建前の所有権は、Aに帰属する。

イ． Aがその所有する甲建物をBに賃貸した場合において、BがAの承諾を得て甲建物に増築したときは、その増築部分に取引上の独立性がなくても、その増築部分の所有権は、Bに帰属する。

ウ． Aがその所有する種子をBの所有する土地に無権原でまいた場合において、種子が生育して苗となったときは、その苗の所有権は、Bに帰属する。

エ． Aが所有するワイン甲とBが所有するワイン乙とが混和して識別することができなくなった場合において、甲と乙について主従の区別をすることができないときは、その混和物は、その混和の時における価格の割合に応じてAとBとが共有する。

オ． AがBの所有する鋼板甲に工作を加えて作品乙を製作した場合において、工作によって生じた価格が甲の価格を著しく超えるときは、乙の所有権は、Aに帰属する。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第12問】（配点：2）

用益物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 12】）

- ア．地上権設定契約において地上権の譲渡を禁止する旨が合意された場合であっても、地上権の譲渡は、その効力を妨げられない。
- イ．法定地上権を取得した者は、その地上権の目的である土地の所有者に対して地代を支払うことを要しない。
- ウ．無償の永小作権は、設定することができない。
- エ．地役権は、存続期間を定めないで設定することができる。
- オ．入会権の行使を妨害する者に対する妨害排除請求権の行使は、別段の慣習がない限り、入会団体の構成員の全員でしなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第13問】（配点：2）

先取特権の順位及び効力に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 13】）

- ア．Aの不動産賃貸の先取特権の目的である動産甲について、BがAの利益となる保存をしたことにより動産保存の先取特権を取得したときは、Aは、Bに対し、その優先権を行使することができない。
- イ．Aが賃貸した土地で収穫された果実がAの不動産賃貸の先取特権の目的である場合において、その果実に対してBが農業労務の先取特権を有するときは、Aは、Bに対し、その優先権を行使することができる。
- ウ．AがBに対してA所有の動産甲を売却して現実の引渡しをした後、BがCに対して甲を売却し、Bが甲を以後Cのために占有する旨の合意がB C間でされたときは、Aは、甲について、動産売買の先取特権を行使することができない。
- エ．AがBに対して動産甲を売却したことにより甲につき動産売買の先取特権を有する場合において、Bが甲につきCのために質権を設定したときは、Aは、Cの質権に先立って、その先取特権を行使することができる。
- オ．A所有の建物について、Bが登記をした不動産保存の先取特権を有し、Cが登記をした抵当権を有するときは、Bの登記がCの登記に後れたとしても、Bは、Cの抵当権に先立って、その先取特権を行使することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第14問】（配点：3）

Aが、Bに対して有する α 債権の担保として、甲土地及び乙土地について第一順位の抵当権を共同抵当として有する場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 14】）

ア. 甲土地及び乙土地がBの所有である場合において、両土地についてAの抵当権が実行され、同時にその代価を配当すべきときは、後順位抵当権者がいないとしても、各土地の価額に応じて α 債権の負担を按分する。

イ. 甲土地がBの所有であり、乙土地がCの所有であって、甲土地には第二順位の抵当権者Dがいる場合において、Aが甲土地のみについて抵当権を実行し、その代価から α 債権の全部の弁済を受けたときは、Dは、乙土地についてAに代位してその抵当権を行使することができる。

ウ. 甲土地がBの所有であり、乙土地がCの所有であって、甲土地には第二順位の抵当権者Dがいる場合において、Aが乙土地のみについて抵当権を実行し、その代価から α 債権の全部の弁済を受けたときは、Cは、甲土地についてAに代位してその抵当権を行使することができる。

エ. 甲土地及び乙土地がBの所有であり、甲土地には第二順位の抵当権者Cがいる場合において、Aが乙土地の抵当権を放棄して、甲土地について抵当権を実行したときは、乙土地に抵当権が設定されていたことを考慮せずに配当が実施される。

オ. 甲土地及び乙土地がCの所有であって、甲土地には第二順位の抵当権者Dがいる場合において、Aが甲土地のみについて抵当権を実行し、その代価から α 債権の全部の弁済を受けたときは、Dは、乙土地についてAに代位してその抵当権を行使することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第15問】（配点：2）

根抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 15】）

ア. 元本確定期日を定めなかった場合でも、根抵当権の設定は有効である。

イ. 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、根抵当権を譲渡することができる。

ウ. 元本の確定前に根抵当権者から被担保債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができない。

【注意点（令和4年親族法改正について）】
令和5年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題する。こととされました。
https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00203.html

令和4年親族法改正箇所（嫡出推定・再婚禁止期間等）については令和6年4月1日施行であり、令和6年度司法試験受験の場合は、例外事情のない限り、1月1日時点の改正前民法（旧法）に基づく出題となります。

市販の問題集で解答解説を読む際は、上記改正法の基づくか否かを必ず確認してください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html

本問題集は、上記司法試験委員による決定に基づき、令和6年度司法試験に対応した記載となっています

【第16問】（配点：2）

不動産の譲渡担保に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 16】）

- ア．設定者は、被担保債権について不履行があった後は、譲渡担保権者に対し、受戻権を放棄することにより、清算金の支払を請求することができる。
- イ．被担保債権について不履行があった後、譲渡担保権者の債権者が目的物を差し押さえ、その旨の登記がされたときは、設定者は、その後に被担保債権を弁済しても、第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることができない。
- ウ．設定者は、被担保債権が弁済されない限り、正当な権原なく目的物を占有する者に対し、その明渡しを請求することができない。
- エ．被担保債権について不履行があった後、譲渡担保権者が譲渡担保権の実行として目的物を譲渡したときは、設定者は、譲受人からの明渡請求に対し、譲渡担保権者に対する清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を主張することができない。
- オ．譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、設定者との間で帰属清算の合意がされていたとしても、目的物を処分する権限を取得する。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第17問】（配点：2）

履行遅滞に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 17】）

- ア．取立債務の履行について確定期限がある場合には、債権者が取立行為をしないときであっても、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。
- イ．債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来を知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。
- ウ．返還時期の定めがない消費貸借において、貸主が相当の期間を定めないで催告をしたときは、借主は、その催告後相当の期間を経過した時から遅滞の責任を負う。
- エ．債権者が受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴えにおいて受領金の返還を請求したときは、その受領金の返還債務は、その請求を認容する判決の確定時に遅滞に陥る。
- オ．不法行為に基づく損害賠償債務は、催告を要することなく、損害の発生と同時に遅滞に陥る。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第18問】（配点：3）

AがBとの間の売買契約に基づきBに対して2000万円の売買代金債権を有している。この場合における詐害行為取消権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述において、Bは、無資力であり、各行為が債権者を害することを知っていたものとする。（解答欄は、【No. 18】）

ア．支払不能の状態にあるBは、Cに対する債務を弁済した。この場合、Aを害する意図がCにあったとしても、Bとの通謀がなければ、Aは、当該弁済について詐害行為取消請求をすることができない。

イ．Bは、Dに対する500万円の借入金債務について、Bが所有する2000万円相当の土地をもってDに代物弁済した。この場合において、当該代物弁済が債権者を害することをDが知っていたときは、Aは、Dに対し、当該代物弁済のうち500万円に相当する部分以外の部分について詐害行為取消請求をすることができる。

ウ．Bは、Aとの間で売買契約を締結する前に、Eに対する債権をFに譲渡していたものの、その譲渡についての確定日付のある証書によるEへの通知は、Aの売買代金債権の発生後にされた。この場合、Aは、当該通知について詐害行為取消請求をすることができる。

エ．AとBとの間で、売買代金債権について強制執行をしない旨の合意が成立していた。この場合、Bがその所有する土地をGに贈与し、当該贈与が債権者を害することをGが知っていたとしても、Aは、当該贈与について詐害行為取消請求をすることができない。

オ．Bがその所有する動産甲をHに贈与し、更にHが甲をIに贈与し、それぞれ引渡しがされた。この場合において、Aは、Iに対する詐害行為取消請求において財産返還を請求することができるときは、Hに対する詐害行為取消請求において価額償還を請求することができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第19問】（配点：2）

根保証契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 19】）

ア．個人根保証契約は、極度額の定めを書面又はその内容を記録した電磁的記録によってしなければならない、その効力を生じない。

イ．賃貸借契約に基づいて生ずる賃料債務を主たる債務とする個人根保証契約において、元本確定期日の定めがないときは、個人根保証契約の締結の日から法定の期間を経過すれば、主たる債務の元本は確定する。

ウ．個人根保証契約の保証人が死亡したときは、主たる債務の元本は確定する。

エ．主たる債務の範囲に含まれる債務の弁済期が到来したときであっても、主たる債務の元本が確定していなければ、債権者は、保証人に対して保証債務の履行を求めることができない。

オ．主たる債務の元本が確定したときは、保証人は、確定した元本に関し確定後に発生した利息について、その履行をする責任を負わない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第20問】（配点：2）

弁済に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 20】）

- ア．債権の目的が特定物の引渡しである場合において、弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、その引渡しは、債権者の現在の住所においてしなければならない。
- イ．建物の所有を目的とする土地の賃貸借がされた場合において、その建物を賃借した者は、土地の賃借人の意思に反しても、その土地の賃料債務の弁済をすることができる。
- ウ．金銭債権の債務者は、一部弁済をするときは、債権者に対し、一部弁済と引換えに、その弁済の限度で受取証書の交付を請求することができる。
- エ．金銭債権の債務者が債権者との間で金銭の支払に代えて特定物を譲渡することにより債務を消滅させる旨の契約をしたときは、目的物の所有権は、別段の意思表示がない限り、その契約がされた時点で債権者に移転する。
- オ．債権者Aから弁済を受領する権限を付与されていないBが、Aの代理人と称して債権を行使し、債務者Cから弁済を受領したときは、Cが善意無過失であったとしても、その弁済は効力を有しない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第21問】（配点：2）

AのBに対する金銭債権（以下「甲債権」という。）とBのAに対する金銭債権（以下「乙債権」という。）との相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 21】）

- ア．甲債権が売買代金債権であり、乙債権がBの所有するパソコンをAが過失によって損傷したことによる不法行為に基づく損害賠償債権であったときは、Aは、相殺をもってBに対抗することができる。
- イ．AがBのCに対する債務をBの委託を受けて保証していた場合において、Bの債権者Dが売買代金債権である乙債権を差し押さえた後、AがCに対する保証債務を履行し、求償権である甲債権を取得したときは、Aは、相殺をもってDに対抗することができる。
- ウ．甲債権がA B間のパソコンの売買に基づく売買代金債権であったときは、Aは、Bに対してパソコンの引渡しの提供をしていなくても、乙債権との相殺をもってBに対抗することができる。
- エ．甲債権と乙債権とが相殺適状となった後に甲債権が時効によって消滅した場合において、その後、BがAに対して乙債権の履行を請求したときは、Aは、相殺をもってBに対抗することができる。
- オ．甲債権について弁済期が到来していなくても、乙債権について弁済期が到来していれば、Aは、相殺をもってBに対抗することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第22問】（配点：2）

更改及び混同に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 22】）

ア．債務者の交替による更改は、更改前の債務者の意思に反しても、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。

イ．債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。

ウ．債権者の交替による更改をする場合、更改前の債権者は、債務者の承諾を得なければ、更改前に債務者がその債務の担保として設定していた質権を更改後の債務に移すことができない。

エ．Aが死亡してその唯一の相続人であるBが限定承認をしたときは、AがBに対して有した債権は、混同により消滅する。

オ．Aがその所有する甲建物をBに賃貸し、BがこれをCに転貸した場合において、CがAから甲建物を購入して賃貸人たる地位がCに帰属したときは、転貸借関係は、混同により消滅する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第23問】（配点：2）

同時履行の抗弁に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 23】）

ア．質権の被担保債権に係る債務と質物の返還義務とは、同時履行の関係にある。

イ．賃貸借が終了した場合における敷金の返還義務と賃借物の返還義務とは、同時履行の関係にある。

ウ．注文者に引き渡された仕事の目的物の品質が請負契約の内容に適合しないものである場合、注文者の報酬支払義務と、請負人の修補に代わる損害賠償義務とは、同時履行の関係にある。

エ．不動産の売買契約の履行として売主への代金の支払と買主への所有権移転登記がされた後、売主が第三者の詐欺を理由として売買契約を取り消した場合、代金返還義務と所有権移転登記の抹消登記手続義務とは、同時履行の関係にある。

オ．債権に関する証書がある場合において、その債権に係る債務と証書の返還義務とは、同時履行の関係にある。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第24問】（配点：2）

契約の解除に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 24】）

- ア．債務者が債務の履行をせず、債権者が期間を定めないでその履行の催告をした場合において、その催告の時から相当の期間を経過しても債務が履行されないときは、債権者は、契約を解除することができる。
- イ．債務者が債務の履行をしない場合において、その不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、債権者は、契約を解除することができない。
- ウ．債務者が債務の履行をせず、債権者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなときは、債権者は、催告をせずに直ちに契約を解除することができる。
- エ．A B間で締結された契約に基づき発生したAのBに対する債権甲をAがCに譲渡し、債務者対抗要件が具備された場合において、その後、BがAの債務不履行により当該契約を解除したときは、Cは、Bに対し、甲の履行を請求することができる。
- オ．賃借人が死亡し、複数の相続人が賃借権を共同相続した場合、賃貸人が賃貸借契約を解除するには、その相続人全員に対して解除の意思表示をしなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第25問】（配点：2）

売買契約に基づき買主Aが売主Bから引渡しを受けた動産甲の品質が契約の内容に適合しないものである場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 25】）

- ア．Bは、Aから甲の修補の請求を受けた場合であっても、Aに不相当な負担を課するものでないときは、代替物の引渡しによる履行の追完をすることができる。
- イ．不適合が追完不能であるためにAのBに対する履行の追完の請求が認められないときは、Aは、Bに対し、代金の減額を請求することができない。
- ウ．不適合がAの責めに帰すべき事由によるものであるときは、Aは、Bに対し、甲の修補と代金の減額のいずれの請求もすることができない。
- エ．不適合がA B双方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、Aは、Bに対し、代金の減額を請求することができない。
- オ．Bが引渡し時に不適合を過失なく知らなかった場合において、Aが不適合を知った時から法定の期間内にその旨をBに通知しなかったときは、Aは、Bに対し、損害賠償を請求することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第26問】（配点：2）

報酬に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 26】）

- ア. 建物の建築を請け負った請負人は、完成した建物を注文者に引き渡した後でなければ、報酬を請求することができない。
- イ. 注文者の責めに帰すべき事由によって請負人が仕事を完成することができなくなったときは、注文者は、報酬の支払を拒むことができない。
- ウ. 受任者が委任事務の履行後にその報酬を受けるべき場合において、委任が履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。
- エ. 受寄者は、特約がなくても、報酬を請求することができる。
- オ. 民法上の組合における業務執行組合員は、特約がない限り、報酬を請求することができない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第27問】（配点：2）

Aがその所有する動産甲をBに賃貸した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 27】）

- ア. 賃貸借が書面によらないでされた場合、Aは、Bが甲の引渡しを受けるまで、契約の解除をすることができる。
- イ. 賃貸借の期間が定められなかった場合において、Aが解約の申入れをしたときは、賃貸借は直ちに終了する。
- ウ. 賃貸借の期間が定められた場合において、Aがその期間内に解約をする権利を留保する旨の合意がされたときは、Aは、いつでも解約の申入れをすることができる。
- エ. 賃貸借の期間が満了した後もBが甲の使用を継続する場合には、これをもって賃貸借は更新されたものと推定される。
- オ. Bが、Aの承諾を得て甲をCに転貸していた場合において、AB間の賃貸借の期間が満了し、その賃貸借が更新されなかったときは、Aは、Cに対して、所有権に基づいて甲の引渡しを請求することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第28問】（配点：2）

委任契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 28】）

- ア. 受任者は、委任契約が終了した後は、遅滞なく委任事務の処理の経過及び結果を報告しなければならない。
- イ. 受任者は、委任事務を処理するに当たって収取した法定果実を委任者に引き渡す義務はない。
- ウ. 無償の委任契約であっても、受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理しなければならない。
- エ. 委任者の死亡により委任契約が終了した場合であっても、急迫の事情があるときは、受任者は、委任者の相続人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。
- オ. 委任者の利益だけでなく、受任者の利益をも目的とする委任契約においては、委任者は、やむを得ない事由がなければ、契約を解除することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第29問】（配点：2）

不当利得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 29】）

- ア．甲土地につき抵当権の設定を受け、その旨の登記をしたAは、甲土地についての不動産競売事件の配当期日において配当異議の申出をしなかった場合には、Aに対する優先権を有しないにもかかわらず配当を受けた一般債権者Bに対し、不当利得に基づく返還請求をすることができない。
- イ．善意の受益者がその利得に法律上の原因がないことを認識した後にその利益が消滅したときは、その受益者は、現に利益が存しないことを理由として不当利得に基づく返還請求を拒むことができない。
- ウ．未登記の建物が不倫関係の維持を目的として贈与され、その建物の引渡しがされたときは、贈与者は、受贈者に対し、不当利得に基づいてその建物の返還を請求することができない。
- エ．不法な原因のために給付をした者は、不法な原因が受益者についてのみ存した場合であっても、給付したものの返還を請求することができない。
- オ．Aがその所有する動産をBに贈与し、その引渡しをしたことが不法原因給付に該当し、不当利得に基づく動産の返還請求をすることができないときは、Aは、Bに対し、所有権に基づく動産の返還請求をすることもできない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第30問】（配点：2）

不法行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 30】）

- ア．不法行為の被害者は、不法行為に起因する後遺障害による逸失利益について、定期金による賠償を求めることができない。
- イ．被用者が使用者の事業の執行について重大な過失により失火して第三者に損害を加えた場合には、使用者は、被用者の選任監督について重大な過失があるときに限り、損害賠償の責任を負う。
- ウ．被用者が、使用者の事業の執行について第三者に損害を加えた場合において、その損害を賠償したときは、被用者は、使用者に対して求償権を行使することができない。
- エ．土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じた場合において、その工作物の占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、その工作物の所有者が損害賠償の責任を負う。
- オ．損害賠償の額を定めるに当たり、被害を受けた未成年者の過失を考慮するためには、その未成年者に事理を弁識するに足りる知能が備わっていれば足りる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第31問】（配点：2）

親族関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 31】）

ア．配偶者は、1親等の姻族である。

イ．配偶者の姉の夫は、親族ではない。

ウ．Aを養親とし、Bを養子とする普通養子縁組が成立した場合において、その縁組前からBに子Cがいたときは、AとCとの間には親族関係が生じない。

エ．妻の親と夫の親とは、互いに親族である。

オ．夫が死亡した場合、妻が姻族関係を終了させる意思表示をしない限り、夫の兄弟姉妹と妻との姻族関係は終了しない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第32問】（配点：2）

父Aと母Bとの間に生まれた子であるCを養子とし、婚姻しているDとEとを養親とする特別養子縁組に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 32】）

ア．AとBとは婚姻しておらず、AがCを認知している場合において、Cの親権者がBであるときは、特別養子縁組の成立には、Bの同意があれば足り、Aの同意は不要である。

イ．特別養子縁組の成立には、家庭裁判所に対するD及びEからの請求がなければならない。

ウ．Cが15歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、Cの同意がなければならない。

エ．D及びEは、そのいずれもが25歳に達していない限り、養親となることができない。

オ．特別養子縁組が成立した場合、A及びBとCとの親族関係は終了する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第33問】（配点：2）

相続の承認及び放棄に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 33】）

ア．他の共同相続人に強迫されて相続の放棄をした者が相続の放棄の取消しをしようとするときは、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

イ．相続人は、相続の承認又は放棄をするまでの間、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産を管理しなければならない。

ウ．相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、善良な管理者の注意をもって、その財産を管理しなければならない。

エ．相続人Aが相続の放棄をしたことにより相続人となったBが相続の承認をした場合には、Aは、その後に相続財産の一部を私に消費したとしても、単純承認をしたものとはみなされない。

オ．限定承認者は、受遺者に弁済した後でなければ、相続債権者に弁済することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第34問】（配点：2）

遺言に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 34】）

ア．成年被後見人が事理弁識能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

イ．夫婦は、同一の証書によって遺言をすることができる。

ウ．Aがその所有する甲建物をBに遺贈する旨の公正証書による遺言をする場合、Bの妻Cは、遺言の証人となることができない。

エ．Aがその所有する甲建物をBに遺贈する旨の遺言をしたが、Aの死亡前にBが死亡した場合、Bの子Cが受遺者の地位を承継する。

オ．公正証書による遺言をした者は、その遺言を自筆証書による遺言によって撤回することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第35問】（配点：2）

相続人の不存在に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 35】）

ア．相続人が存在しない場合であっても、相続財産全部の包括受遺者が存在するときは、相続財産法人は成立しない。

イ．相続財産の清算人が選任された後に相続人のあることが明らかになった場合には、相続財産の清算人の代理権は、それによって直ちに消滅する。

ウ．家庭裁判所は、相当と認めるときは、職権で、特別縁故者に相続財産の分与をすることができる。

エ．AがBのために抵当権を設定したものの、その登記がされないうちにAが死亡した場合において、Aの相続人が存在せず相続財産法人が成立したときは、Bは、相続財産法人に対して抵当権設定登記手続を請求することができない。

オ．相続財産の清算人が相続財産に属する財産を売却するときは、家庭裁判所の許可を得なければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第36問】（配点：2）

重大な過失に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 36】）

ア．代理人が自己の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合には、相手方がその目的を知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなされる。

イ．預貯金債権について当事者がした譲渡制限の特約は、その債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、その者がその特約の存在を知り、又は重大な過失によって知らなかったとしても、対抗することができない。

ウ．債権について当事者がした相殺を禁止する旨の特約は、その債権の譲受人がその特約の存在を知り、又は重大な過失によって知らなかった場合には、その譲受人に対抗することができる。

エ．債務の弁済として給付をした者は、給付の時ににおいて債務の存在しないことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、その給付したものの返還を請求することができない。

オ．賃借人が失火によって賃借物を滅失させたときは、賃貸人は、賃借人に重大な過失がない限り、債務不履行による損害賠償の請求をすることができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ